

(写)

28西み環第958号
平成29年3月14日

西東京市監査委員 尾崎正男 殿

西東京市監査委員 橋本 勇 殿

西東京市監査委員 小林たつや 殿

西東京市長 丸山浩一

平成28年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

平成28年7月27日付28西監第52号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき通知します。

指摘事項における是正・改善措置について

記

指摘事項 1	<p>主管課契約に関する事務について、実施起案に必要な事項（見積合わせ業者名、見積合わせ日等）の記載がないものなどが見受けられた。 「契約事務の手引き」等にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>主管課契約に関する事務について、西東京市契約事務規則、「契約事務の手引き」、契約手続のチェックシート等にのっとり適正な事務を執行し、再発防止の徹底を図るよう、課内会議にて周知した。</p>
指摘事項 2	<p>西東京市補助金等交付規則では、実績報告を受けた場合、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容等に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知することを定めているが、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成については、助成金額の確定手続がされておらず、はちの巣駆除作業補助金については、決定・確定通知書を申請者ではなく、申請者から補助金の請求と受領の権限を委任された実施業者へ送付していた。 規則にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>①飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成において、西東京市補助金等交付規則にのっとり、申請者に対し、助成金交付決定・確定通知を送付するよう改善した。 ②はちの巣駆除作業補助金において、西東京市補助金等交付規則にのっとり、補助金交付決定・確定通知を補助金の請求と受領を委任された実施業者ではなく、申請者に対し送付するよう改善した。</p>